本件事故当時、福島県西白河郡西郷村に居住しており、平成23年10月 に他県へ避難を開始した申立人ら(大人2名、子供1名)が、避難費用(生 活費増加分を含む) 就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件につき、申立 人X1、同X2及び同X3(以下、併せて「申立人ら」という。)と被申立人 東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

- 1 損害項目
- (1)避難費用

交通費	3万7000円
引越費用	16万8160円
(2)生活費増加分	6万4577円

(3)就労不能損害

申立人 X 1 4 4 万 3 9 9 3 円 申立人 X 2 3 5 万 4 0 0 0 円

(4)精神的損害

申立人X 13万2000円申立人X 23万2000円申立人X 316万0000円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は申立人らに対し、第1項所定の期間及び損害項目に対する和解金として、合計金129万1730円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らは被申立人に対し、金38万円を受領済みであり、同金額を第2項所定の金額129万1730円に充当することを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目(ただし、同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月10日

(仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司)